

# 参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第九号

平成二十三年十二月七日(水曜日)

午後零時十三分開会

### 委員の異動

十二月二日 補欠選任 小熊 慎司君

辞任 寺田 典城君

十二月五日 補欠選任 山下 芳生君

辞任 紙 智子君

西村まさみ君 大久保潔重君

はたともこ君 平山 幸司君

渡辺 猛之君 岩城 光英君

出席者は左のとおり。

委員長 増子 輝彦君

### 衆議院議員

修正案提出者 近藤 洋介君

修正案提出者 加藤 勝信君

修正案提出者 谷 公一君

修正案提出者 石田 祝稔君

副大臣 平野 達男君

内閣府副大臣 後藤 斎君

事務局側 五十嵐吉郎君

常任委員会専門員 櫛原 利明君

本日(の)会議に付した案件

○復興庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増子輝彦君) ただいまから東日本大震災復興特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、紙智子さん、寺田典城君、西村まさみさん、はたともこさん及び渡辺猛之君が委員を辞任され、その補欠として山下芳生君、小熊慎司君、大久保潔重君、平山幸司君及び岩城光英君が選任されました。

○委員長(増子輝彦君) 復興庁設置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。平野国務大臣。

○国務大臣(平野達男君) 復興庁設置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、本年六月二十四日に施行された東日本大震災復興基本法に基づき、復興に関する施策の企画立案及び総合調整並びに実施に関する事務等を所掌する復興庁を設置し、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、提出することとした次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、復興庁の設置、任務、所掌事務について定めております。

復興庁は、内閣に置き、復興に関する内閣の事務を助けること及び復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務としております。

また、復興庁は、その任務を達成するため、復興に関する施策の企画立案及び総合調整、関係地方公共団体に対する情報の提供、助言その他必要な協力、復興推進計画の認定に関すること、復興交付金の配分計画に関すること等を行うこととしております。

第二に、復興庁の組織について定めております。

復興庁は、内閣総理大臣を長とし、関係行政機関の長に対する勧告権等を有する復興大臣を置くとともに、所要の規定を整備することとしております。

また、復興庁に、全ての国務大臣等をもって組織する復興推進会議及び関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者をもって組織する復興推進委員会を置くこととしております。

さらに、復興庁に、地方機関として、岩手県、宮城県及び福島県の各県庁所在地に復興局を置くこととしております。

第三に、復興庁は、別に法律で定めるところにより、平成三十三年三月三十一日までに廃止するものとする事、その他所要の措置について定めております。

なお、この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要でございますが、この法律案につきましては、衆議院において修正が行われたところであり、衆議院において、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(増子輝彦君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員谷公一君から説明を聴取いたします。谷公一君。

○衆議院議員(谷公一君) ただいま議題となりました復興庁設置法案の衆議院における修正部分につきまして、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本修正は、東日本大震災からの復興をより円滑かつ迅速に進めるため、復興庁が被災地のニーズにワンストップで対応できるよう権限強化を図る

必要がある、そういう共通認識に立って、衆議院での与野党の質疑及び御指摘を踏まえるとともに、与野党の真摯な修正協議に基づき、復興庁設置法案について次のような修正を行うこととしたものであります。

以下、本修正の概要について御説明申し上げます。

第一に、復興庁は、東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのっとり、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること等を任務とすることとしております。

第二に、復興庁の所掌事務に、東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業を統括し及び監視することを追加するとともに、東日本大震災からの復興に関する事業に関し、関係地方公共団体の要望を一元的に受理すること、必要な予算を一括して要求、確保すること、事業を自ら執行し、又は関係行政機関に予算を配分すること等を追加することとしております。

第三に、関係行政機関の長は、復興大臣の勧告を十分に尊重しなければならぬこととしております。

第四に、復興庁に、副大臣二人を置くこととするほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができること等としております。

第五に、復興庁に大臣政務官三人を置くこととしていた条項を削ることとし、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができることとしております。

第六に、復興局における協議、調整等を行うための組織体に関する事務に係る規定及び内部組織の編成に当たつての配慮に係る規定を新設することとしております。

第七に、附則において、三年経過後の検討規定及び復興の状況を国会に報告する規定を新設することとしております。

以上が本修正の趣旨及び内容であります。何とぞ、委員各位におかれましては、我々修正

者の想いを受け止めていただき、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(増子輝彦君) 以上で本案の趣旨説明及び衆議院における修正部分についての説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十九分散会

十二月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、被災者本位、地域再生重視の大震災復興に関する請願(第三九五号)(第三九六号)(第三九七号)(第三九八号)(第三九九号)(第四〇〇号)

第三九五号 平成二十三年十一月二十四日受理  
被災者本位、地域再生重視の大震災復興に関する請願

請願者 三重県四日市市赤堀南町二ノ二 小林久哲 外八百十三名

紹介議員 井上 哲士君

三月一日、太平洋東北沖を震源地とする巨大地震が発生し、これによる大津波が東北から関東にかけて太平洋沿岸の広範な地域を襲い、一七、〇〇〇名余りの犠牲者、多数の家屋施設の流失、広大な地域の水没など、大規模な被害が発生した。地震と津波で東京電力福島第一原子力発電所が損壊し、放射能漏れという非常事態が続いている。東日本大震災は、一瞬にして地域社会、経済を崩壊させただけでなく、素材、燃料などの生産拠点にも被害が生じ、被災者救援の停滞や労働者の雇用にも影響するなど、二次・三次の被害を大きくし、影響は極めて広範である。それだけに、

大胆な被災者・被災地支援、復旧・復興事業の実施が求められている。一九九五年の阪神淡路大震災からの復興も教訓に、被災者の住宅や営業再建への支援など、マイナズからではなくせめてゼロスタートを求める被災者の要求に応える必要がある。

る。被災者に自己責任を強制し、開発優先、経済活動重視の復興事業となれば、格差と貧困は固定化され、地域社会再生を困難にする。それは過去の災害の教訓でもある。被災地の復興を円滑に進めるためにも、日本社会全体での雇用の安定や、最低生活を保障する医療、福祉、教育制度の整備などの施策拡充が重要である。大震災被災者や原発事故被害者の生活再建を最重視し、地域社会の復旧と地域経済の再生・復興を最優先した震災復興策の具体化を求める。

については、次の事項について実現を図られた

い。

一、東日本大震災の復旧、復興事業は、被災者の生活再建を最重視すること。

被災地での雇用確保と中小企業・事業者の仕事の再建、農漁業の再生による地元経済活性化に政府が直接責任を負うことを明確にし、被災者生活再建支援法の上限額の引上げ、債務免除を含む大胆な個人支援策を講じること。

二、復興計画に、被災者の意見反映を保障すること。

政府審議会などへの当事者代表の参加を保障し、復興計画の具体化に当たっては住民要求反映の系統を整備すること。

第三九六号 平成二十三年十一月二十四日受理  
被災者本位、地域再生重視の大震災復興に関する請願

請願者 奈良市芝辻町一ノ五ノ七ノ二〇 五 草野晶子 外八百十三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第三九七号 平成二十三年十一月二十四日受理  
被災者本位、地域再生重視の大震災復興に関する請願

請願者 北海道根室市光洋町二ノ一五ノ三 九 池本修 外八百十三名

紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第三九八号 平成二十三年十一月二十四日受理  
被災者本位、地域再生重視の大震災復興に関する請願

請願者 東京都立川市富士見町二ノ一九ノ五 五 村井恭子 外八百十三名

紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第三九九号 平成二十三年十一月二十四日受理  
被災者本位、地域再生重視の大震災復興に関する請願

請願者 埼玉県入間市扇台一ノ一ノ一六 一二 徳江明未 外八百十三名

紹介議員 大門実紀史君  
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第四〇〇号 平成二十三年十一月二十四日受理  
被災者本位、地域再生重視の大震災復興に関する請願

請願者 大阪府富田林市西板持町七ノ七ノ三七 森香苗 外八百十三名

紹介議員 山下 芳生君  
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

十二月七日本委員会に左の案件が付託された。

一、復興庁設置法案

復興庁設置法案 (小字及び―は衆議院修正)  
復興庁設置法  
目次  
第一章 総則(第一条)  
第二章 復興庁の設置並びに任務及び所掌事務  
(第一条―第四条)  
第三章 組織

第一節 通則(第五條)

第二節 復興庁の長及び復興庁に置かれる特  
別な職(第六條―第十一條)

第三節 復興庁に置かれる職(第十二條)

第四節 復興推進会議等(第十三條―第十六  
條)

第五節 復興局(第十七條)

第六節 雑則(第十八條)

第四章 雑則(第十九條―第二十二條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、復興庁の設置並びに任務及  
びこれを達成するため必要となる明確な範囲の  
所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政  
事務を能率的に遂行するため必要な組織に関す  
る事項を定めることを目的とする。

第二章 復興庁の設置並びに任務及び所掌  
事務

(設置)

第二条 内閣に、復興庁を置く。

(任務)

第三条 復興庁は、次に掲げる東日本大震災復興基本法(平  
成二十三年法律第七十六号)第二条の基本理念  
にのっとり、東日本大震災(平成二十三年三月  
十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこ  
れに伴う原子力発電所の事故による災害をい  
う。以下同じ)からの復興に関する内閣の事務  
を助けることを任務とする。

一 東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第  
二条の基本理念にのっとり、東日本大震災(平成二十三年三  
月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原  
子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ)からの復興  
に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること。  
二 東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのっとり、主  
体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する  
行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。

12 前項に定めるもののほか、復興庁は、東日本  
大震災復興基本法第一条の基本理念にのっとり

り、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理す  
ることがふさわしい東日本大震災からの復興に  
関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図るこ  
とを任務とする。

13 復興庁は、第一項の任務を遂行するに当た  
り、内閣官房を助けるものとする。

(所掌事務)

第四条 復興庁は、前条第一項の任務を達成する  
ため、行政各部の施策の統一を図るために必要  
となる次に掲げる事務をつかさどる。  
一 東日本大震災からの復興のための施策に関  
する基本的な方針に関する企画及び立案並び  
に総合調整に関すること。

二 関係地方公共団体が行う復興事業への国の  
支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震  
災からの復興のための施策の実施の推進及び  
これに関する総合調整に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、東日本大震災  
からの復興に関する施策の企画及び立案並び  
に総合調整に関すること。

2 前項に定めるもののほか、復興庁は、前条第  
二項の任務を達成するため、次に掲げる事務を  
つかさどる。

一 東日本大震災からの復興に関する事業に関  
する関係行政機関の経費の見積りの方針の調  
整に関すること。

二 東日本大震災からの復興に関する事業に関し、関係地方公  
共団体の要望を一元的に受理するとともに、当該要望への対  
応に関する方針を定め、これに基づき当該要望に係る事業の  
改善又は推進その他の措置を講ずること。

三 東日本大震災からの復興に関する事業を、次に定めるとこ  
ろにより、実施すること。

イ 東日本大震災からの復興に関する事業のうち政令で定め  
る事業に必要な予算を、前号の方針に基づき、一括して要  
求し、確保すること。

ロ 東日本大震災からの復興に関する事業のうち公共事業そ  
の他の政令で定める事業の実施に関する計画を定めるこ  
と。

ハ 東日本大震災からの復興に関する事業について、自ら執  
行し、又は関係行政機関に、イの政令で定める事業に係る

予算を配分するとともに、イの方針及びロの計画その他必  
要な事項を通知することにより、当該通知の内容に基づき  
当該事業に係る支出負担行為の実施計画に関する書類の作  
製を含め執行させること。

二 東日本大震災からの復興に関し、関係地方  
公共団体の求めに応じて、政府全体の見地か  
ら、情報の提供、助言その他必要な協力を行  
うこと。

三 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三  
年法律第 号)第四条第九項に規定する  
復興推進計画の認定に関すること、同法第四  
十四条第一項に規定する指定金融機関の指定  
及び復興特区支援助子補給金の支給に関する  
こと、同法第四十六条第一項に規定する復興  
整備計画の推進に関すること、同法第七十七  
条第一項に規定する復興交付金事業計画に関  
すること、同法第七十八条第三項に規定する  
復興交付金の配分計画に関すること並びに同  
法第二条第三項に規定する復興推進事業、同  
法第四十六条第二項第四号に規定する復興整  
備事業及び同法第七十八条第一項に規定する  
復興交付金事業等に関する関係行政機関の事  
務の調整に関すること。

六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の取締役及び監  
査役の選任及び解任の決議、定款の変更の決議並びに合併、  
分割及び解散の決議の認可に関すること並びに株式会社東日  
本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の  
調整に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、東日本大震災  
からの復興に関する施策に関すること(他の  
府省の所掌に属するものを除く)。

五 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に  
基づく命令を含む)に基づき復興庁に属させ  
られた事務

3 前項第三号に掲げる事務は、他の府省の所掌事務としないも  
のとする。

第三章 組織

第一節 通則

(組織の構成)

第五条 復興庁の組織は、任務及びこれを達成す  
るため必要となる明確な範囲の所掌事務を有す  
る行政機関により系統的に構成され、かつ、東  
日本大震災からの復興に関する内閣の課題に弾  
力的に対応できるものとしなければならない。

2 復興庁は、内閣の統轄の下に、その政策につ  
いて、自ら評価し、企画及び立案を行い、並び  
に内閣府及び国家行政組織法(昭和二十三年法  
律第二十号)第一条の国の行政機関と相互の  
調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、  
全て、一体として、行政機能を発揮しなければ  
ならない。

第二節 復興庁の長及び復興庁に置かれ  
る特別な職

(復興庁の長)

第六条 復興庁の長は、内閣総理大臣とする。

2 内閣総理大臣は、復興庁に係る事項について  
の内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任  
の大臣とし、第四条第二項に規定する事務を分  
担管理する。

(内閣総理大臣の権限)

第七条 内閣総理大臣は、復興庁の事務を統括  
し、職員に職務について統督する。

2 内閣総理大臣は、復興庁に係る主任の行政事  
務について、法律若しくは政令の制定、改正又  
は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、  
閣議を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、復興庁に係る主任の行政事  
務について、法律若しくは政令を施行するた  
め、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づ  
いて、復興庁の命令として復興庁令を発するこ  
とができる。

4 復興庁令には、法律の委任がなければ、罰則  
を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利  
を制限する規定を設けることができない。

5 内閣総理大臣は、復興庁の所掌事務につい  
て、公示を必要とする場合においては、告示を  
発することができる。

6 内閣総理大臣は、復興庁の所掌事務につい

て、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができ

めるところによる。  
5 復興大臣が指定する副大臣は、第三項の職務を行うほか、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。

7 内閣総理大臣は、第三條第二項の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができ

3 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。  
4 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の國務大臣が全てその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。  
第十條 復興庁に、大臣政務官三人を置く。...

(復興大臣)

(大臣政務官)

2 復興大臣は、復興大臣を置く。  
3 復興大臣は、内閣総理大臣を助け、復興庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。

2 大臣政務官は、復興大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。  
3 各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、復興大臣の定めるところによる。

4 復興大臣は、第四條第一項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができ

4 復興大臣が指定する副大臣は、第二項の職務を行うほか、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。

5 復興大臣は、第四條第一項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができ

5 復興大臣が指定する副大臣は、第三項の職務を行うほか、復興大臣の命を受け、特定の復興局の所掌事務に係る政策の企画及び立案並びに政務に関し、復興大臣を補佐する。

6 復興大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

6 前條第四項の規定は、大臣政務官について準用する。

7 復興大臣は、第五項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六條の規定による措置がとられるよう意見を具申することができ

7 幹事は、幹事の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。

第九條 復興庁に、副大臣一人を置く。

第八條 復興局は、復興局を置く。

2 復興庁に、前項の副大臣のほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。

12 復興局は、復興大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理する。

3 各副大臣の行う前項の職務の範囲については、復興大臣の定める

11 復興局は、復興局を置く。

第十條 復興庁に、復興推進委員会(以下「会議」といふ)を置く。

10 復興局は、復興局を置く。

第十一條 復興庁に、事務次官一人を置く。

9 復興局は、復興局を置く。

第十二條 復興庁には、その所掌事務の能率的な遂行のためその一部を所掌する職を置く。

8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三條 復興局は、復興局を置く。

7 復興局は、復興局を置く。

第十四條 会議は、議長、副議長及び議員をもって組織する。

6 復興局は、復興局を置く。

第十五條 復興庁に、復興推進委員会(以下「委員会」といふ)を置く。

5 復興局は、復興局を置く。

第十六條 復興局は、復興局を置く。

4 復興局は、復興局を置く。

第十七條 復興局は、復興局を置く。

3 復興局は、復興局を置く。

第十八條 復興局は、復興局を置く。

2 復興局は、復興局を置く。

第十九條 復興局は、復興局を置く。

1 復興局は、復興局を置く。

第二十條 復興局は、復興局を置く。

復興局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

第二十一條 復興局は、復興局を置く。

復興局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

第二十二條 復興局は、復興局を置く。

復興局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

第二十三條 復興局は、復興局を置く。

復興局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

第二十四條 復興局は、復興局を置く。

復興局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

第二十五條 復興局は、復興局を置く。

復興局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

(復興推進会議)  
第十三條 復興庁に、復興推進会議(以下「会議」といふ)を置く。  
2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 東日本大震災からの復興のための施策の実施を推進すること。  
二 東日本大震災からの復興のための施策について必要な関係行政機関相互の調整をするこ  
と。  
第十四條 会議は、議長、副議長及び議員をもって組織する。  
2 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。  
3 副議長は、復興大臣をもって充てる。  
4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。  
一 議長及び副議長以外の全ての國務大臣  
二 内閣官房副長官、復興副大臣若しくは関係府省の副大臣、復興大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は國務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者  
5 会議に、幹事を置く。  
6 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。  
7 幹事は、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助ける。  
8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。  
(復興推進委員会)  
第十五條 復興庁に、復興推進委員会(以下「委員会」といふ)を置く。  
2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認められる場合に内閣総理大臣に意見を述べること。  
二 内閣総理大臣の諮問に応じて、東日本大震災

災からの復興に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を内閣総理大臣に建議すること。  
3 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。  
4 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて調査審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができ  
第十六條 委員会は、委員長及び委員十四人以内をもって組織する。  
2 委員長及び委員は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。  
3 前二項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。  
第五節 復興局  
第十七條 復興局は、復興局を置く。  
2 復興局は、復興局の所掌事務のうち、第四條第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号から第五号までに掲げる事務の全部又は一部を分掌する。  
3 復興局が分掌する前項の事務には、管轄区域の全部又は一部の区域内において、東日本大震災からの復興に関する各種の事業の推進に関し、関係行政機関及び関係地方公共団体の職員、関係民間事業者等が参加して必要な協議、調整等を行うための組織体に關する事務が含まれるものとする。  
第十八條 復興局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名	称	位	置	管	轄	区	域
岩手復興局	盛岡市			岩手県			
宮城復興局	仙台市			宮城県			

4 復興局の所掌事務及び内部組織は、復興庁令で定める。

6 前項の内部組織の編成に当たっては、管轄区域における被災地域の地理的状況に配慮するものとする。

第六節 雑則

(政令への委任)

第十八条 前各節に定めるもののほか、復興庁の組織に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(職員)

第十九条 復興庁に、復興事務官、復興技官その他所要の職員を置く。

2 復興事務官は、命を受け、事務をつかさどる。

3 復興技官は、命を受け、技術をつかさどる。

(国会への報告等)

第二十条 政府は、第十二条第三項の規定により政令で設置される同条第一項の職につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。

2 政府は、少なくとも毎年一回復興庁の組織の一覧表を官報で公示するものとする。

(復興庁の廃止)

第二十一条 復興庁は、別に法律で定めるところにより、平成三十三年三月三十一日までに廃止するものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十三条の規定 公布の日

財政法(昭和二十二年法律 第二十一条 第三十四号)

内閣府を除く。、内閣府及び復興庁を除く。、内閣府、復興庁

第二十四部 東日本大震災復興特別委員会会議録第九号 平成二十三年十二月七日【参議院】

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第二百四十五条

国家行政組織法

復興庁設置法(平成二十三年法律第 号)第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる復興庁、国家行政組織法

国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)

第十九条第二項及び第四項、第二十五条第一項並びに第六十一条の六第一項

内閣府

内閣府設置法第四条第三項若しくは復興庁設置法第四条第二項

国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)

第五十五条第一項

内閣府

内閣府及び復興庁

国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)

第三十二条第一項

内閣府を除く。、内閣府

内閣府及び復興庁を除く。、内閣府、復興庁

国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第一百七号)

第二条第四号

内閣府を除く。、内閣府

内閣府及び復興庁を除く。、内閣府、復興庁

旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)

第二条第三号

内閣府を除く。、内閣府

内閣府及び復興庁を除く。、内閣府、復興庁

災害対策基本法(昭和三十一年法律第二百二十三号)

第二条第三号イ

並びに国家行政組織法

並びに国家行政組織法

行政相談委員会法(昭和四十一年法律第九十九号)

第二条第一項第一号

並びに国家行政組織法

並びに国家行政組織法

消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)

第二十八条第三項第二号

及び内閣府設置法

、内閣府設置法

行政機関の職員の見定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)	第一条第一項及び第二条	内閣府	号の特命担当大臣を除く。	内閣府、復興庁	担当大臣を除く。及び復興大臣
交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)	第一条第十号イ 第十五条第三項	並びに国家行政組織法 及び内閣府設置法	並びに国家行政組織 、復興庁並びに国家行政組織 織法	復興庁並びに国家行政組織 、内閣府設置法	復興庁並びに国家行政組織 、復興庁並びに国家行政組織 織法
多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)	第三条	内閣府	内閣府	内閣府、復興庁	内閣府、復興庁
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)	第三条第七号イ 第五条第六項	並びに国家行政組織 及び内閣府設置法	並びに国家行政組織 織法	復興庁並びに国家行政組織 織法	復興庁並びに国家行政組織 織法
環境基本法(平成五年法律第九十一号)	第四十六条第三項	特命担当大臣 及び内閣府設置法	特命担当大臣 、内閣府設置法	特命担当大臣及び復興大臣 、内閣府設置法	特命担当大臣及び復興大臣 、内閣府設置法
高齢社会対策基本法(平成七年法律第百二十九号)	第十六条第三項	及び内閣府設置法 特命担当大臣	及び内閣府設置法 特命担当大臣	及び内閣府設置法 特命担当大臣及び復興大臣	及び内閣府設置法 特命担当大臣及び復興大臣
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)	第三条第一項	含む。	含む。	含む。	含む。
周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)	第三条第一項第四号イ	並びに国家行政組織 織法	並びに国家行政組織 織法	復興庁並びに国家行政組織 織法	復興庁並びに国家行政組織 織法
総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)	第四条第十六号	及び内閣府設置法	及び内閣府設置法	、内閣府設置法	、内閣府設置法

  

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)	第二条第四号イ	並びに国家行政組織 織法	並びに国家行政組織 織法	復興庁並びに国家行政組織 織法	復興庁並びに国家行政組織 織法
少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)	第十九条第三項	及び内閣府設置法	及び内閣府設置法	、内閣府設置法	、内閣府設置法
公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)	第二条第四項第一号	特命担当大臣	特命担当大臣	特命担当大臣及び復興大臣	特命担当大臣及び復興大臣
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)	第五十条第一項	関係府省	関係府省	関係府省	関係府省
総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)	第六十九条	又は各省の内閣府令	又は各省の内閣府令	復興庁又は各省の内閣府令(告示を含む)、復興庁令	復興庁又は各省の内閣府令(告示を含む)、復興庁令
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法	第十七条第一項及び第五十六条第三項	内閣府令	内閣府令	内閣府令・復興庁令	内閣府令・復興庁令

2 復興庁が廃止されるまでの間における行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)第二条第一項の規定の適用に

ついては、同項中「三 各省(総務省にあつては、次号に掲げる機関を除く。）」とあるのは、「三 復興庁設置法(平成二十三年法律第

三の二 各省(総務省)にあつては、次号に掲げ号)第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関を除く。)

機関たる復興庁とする。

3 復興庁が廃止されるまでの間における東日本大震災復興特別区域法の規定の適用については、同法(第一條第四項、第十八條、第三十五條、第三十六條、第四章(第四十六條、第四十七條、第四十八條第二項及び第六十四條を除く。))及び第八十三條を除く。中「内閣府令」とあるのは「復興庁令」と、同法第一條第四項中「内閣府令(告示を含む)・主務省令」とあるのは「復興庁令(告示を含む)・主務省令」と、「内閣府令・主務省令」とあるのは「復興庁令・主務省令」と、同法第十二條第九項中「内閣府」とあるのは「復興庁」と、同法第三十五條及び第三十六條中「内閣府令・主務省令」とあるのは「復興庁令・主務省令」と、同法第四十八條第三項中「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」とあるのは「復興庁令・農林水産省令・国土交通省令」と、同法第四十九條第二項及び第五十五條第二項中「内閣府令・農林水産省令」とあるのは「復興庁令・農林水産省令」と、同法第四十九條第六項中「内閣府令・国土交通省令・環境省令」とあるのは「復興庁令・国土交通省令・環境省令」と、同法第五十三條第五項、第五十四條第四項及び第九項並びに第五十六條第三項中「内閣府令・国土交通省令」とあるのは「復興庁令・国土交通省令」と、同法第八十三條中「又は各省の内閣府令」とあるのは「復興庁又は各省の内閣府令(告示を含む)・復興庁令」と、同法第八十四條中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣、厚生労働大臣」と、「地方支分部局」とあるのは「復興局又は地方支分部局」とする。

4 復興局又は地方支分部局とする。

5 復興局又は地方支分部局とする。

6 復興局又は地方支分部局とする。

7 復興局又は地方支分部局とする。

8 復興局又は地方支分部局とする。

支授機構法の規定(内閣府の所掌事務に係るものに限る)により発せられた内閣府設置法第七條第三項の内閣府令は、この法律の施行後は、前條第一項の規定により読み替えて適用する株式会社東日本大震災事業者再生支授機構法の相当規定復興庁の所掌事務に係るものに限る。に基づいて発せられた相当の第七條第三項の復興庁令としての効力を有するものとする。

2 この法律の施行前に東日本大震災復興特別区域法の規定により発せられた内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第七條第三項の内閣府令は、この法律の施行後は、前條第三項の規定により読み替えて適用する東日本大震災復興特別区域法の相当規定に基づいて発せられた相当の第七條第三項の復興庁令としての効力を有するものとする。

4 復興局又は地方支分部局とする。

5 復興局又は地方支分部局とする。

6 復興局又は地方支分部局とする。

7 復興局又は地方支分部局とする。

8 復興局又は地方支分部局とする。

「十四人」とあるのは「十五人」と、同項ただし書中「十七人」とあるのは「十八人」とする。

内閣府設置法の一部改正

第六條 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

附則第二條の次に次の二條を加える。

第二條の二 第四條第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同法第一項第八号並びに第三項第七号の二及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。附則第三條の二第二項において同じ。)からの復興に関するもの並びに第四條第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としな

い。

2 前條第四項の規定にかかわらず、復興庁設置法(平成二十三年法律第 号 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日から復興庁が廃止されるまでの間は、同項第三号(イ)及び(ロ)並びにロイ(1)及び(2)に係る部分に限る。)を除く。に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としな

い。

く。)のうち東日本大震災からの復興に関連するもの(以下この項及び次條第二項において「東日本大震災復興関連事務」という。)に係る政策及び企画をつかさどり、東日本大震災復興関連事務に係る政務を処理する。この場合

において、復興副大臣の職を兼ねる副大臣については、同項中「前項」とあるのは、「附則第三條の二第二項前段」とする。

第三條の三 第十四條第一項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、大臣政務官の定数は、復興大臣政務官の職を兼ねる者を除き、三人とする。

2 第十四條第二項の規定にかかわらず、復興大臣政務官の職を兼ねる大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、東日本大震災復興関連事務に係る政策及び企画に参画し、東日本大震災復興関連事務に係る政務を処理する。この場合において、復興大臣政務官の職を兼ねる大臣政務官については、同條第三項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第三條の三第二項前段」とする。

(東日本大震災復興基本法の一部改正)

第七條 東日本大震災復興基本法の一部を次のように改正する。

目次中「東日本大震災復興対策本部(第十一條第二十三條)を「削除」に改める。

第三章 削除

第三條 削除

第十一條から第二十三條まで 削除

(東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理



に関する特別措置法の一部改正

第九 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「東日本大震災復興対策本部」を「復興庁の長である内閣総理大臣」に改める。

(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正)

第十条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第十四条第一項の東日本大震災復興対策担当大臣及び」を削り、同条第四項中「並びに東日本大震災復興基本法第十四条第一項の東日本大震災復興対策担当大臣」を削り、「同法」を「東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第九 東日本大震災復興特別区域法の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第十一条第四項中「東日本大震災復興対策本部が作成した」を削り、「について」を「作成し」に改める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十 国家公務員法等の一部を改正する法律

国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)	第三十二条第一項	内閣府	内閣府及び復興庁
	第四十七条第一項、第六十四条第二項及び第四項並びに第六十八條第一項	内閣府	内閣府、復興庁
	第四十八條第一項	及び内閣府	、内閣府及び復興庁

(国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第十二条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日が国家公務員の給与の臨時特例に関する法

の一部を次のように改正する。

第二十二條のうち内閣府設置法附則第三条の改正規定中「前条第二項第一号」を「附則第二條第二項第一号」に、「前条第三項」を「附則第二條第三項」に、「前条第一項」を「附則第二條第一項」に改める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十一條 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。  
(復興庁設置法の一部改正)

第八十一條 復興庁設置法(平成二十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項の表国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の項を次のように改める。

2 前項の場合において、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律附則第三条のうち国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律本則に一条を加える改正規定中「第七十九條」とあるのは、「第八十條」とする。

3 第一項の場合において、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第七條のうち国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律本則に一条を加える改正規定中「第八十條」とあるのは、「第八十一條」とする。

(政令への委任)

第十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。